

ドリームネット利用規約 – メール会員向け 【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

ドリームネット利用規約 – メール会員向け	ドリームネット利用規約 – メール会員向け
(ドリームネット利用サービス) 第1条～第18条 (略)	(ドリームネット利用サービス) 第1条～第18条 (略)
(当社の免責) 第19条 1～8 (略)	(当社の免責) 第19条 1～8 (略)
9 前項に定める場合を除き、本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。	削除
第20条 ～ 第22条 (略)	第20条 ～ 第22条 (略)
インターネットメールサービス規約 (インターネットメールサービス) 第1条～第4条 (略)	インターネットメールサービス規約 (インターネットメールサービス) 第1条～第4条 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
メールウイルスチェックサービス規約 (メールウイルスチェックサービス) 第1条～第7条 (略)	メールウイルスチェックサービス規約 (メールウイルスチェックサービス) 第1条～第7条 (略)

～2025年6月30日	2027年7月1日～
料金表（略）	料金表（略）
附則（略）	附 則（令和7年6月11日 光事推 000600000715-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。